

資料 5－1

果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

下記年産（年度）の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

（収穫共済）

- ・ なつみかん及び指定かんきつ

24年産（特定危険方式及び短縮方式にあつては23年産）に係る共済関係

- ・ その他の果樹

23年産（特定危険方式及び短縮方式にあつては22年産）に係る共済関係

（樹体共済）

平成22年度に共済責任期間が開始する共済関係

第1 収穫共済

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 収穫通常標準被害率

共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち収穫通常標準被害率（ q ）以下の部分の被害率の平均値を p_1 とするとき、次の式が満足するように収穫通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.5$$

3 収穫共済掛金標準率

- (1) 共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては収穫通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に所要の安全率を付加したものを収穫通常共済掛金標準率とする。
- (2) 共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を用いて平均値を算定し、その平均値を収穫異常共済掛金標準率とする。
- (3) 収穫通常共済掛金標準率と収穫異常共済掛金標準率との和を収穫共済掛金標準率とする。

第2 樹体共済

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 樹体通常標準被害率

共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち樹体通常標準被害率（ q ）以下の部分の被害率の平均値を p_1 とするとき、次の式が満足するように樹体通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.5$$

3 樹体共済掛金標準率

- (1) 共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては樹体通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に所要の安全率を付加したものを樹体通常共済掛金標準率とする。
- (2) 共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を用いて平均値を算定し、その平均値を樹体異常共済掛金標準率とする。
- (3) 樹体通常共済掛金標準率と樹体異常共済掛金標準率との和を樹体共済掛金標準率とする。